（狂犬病予防法施行規則の一部改正）

第六条　狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第十八条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。	**第十八条**　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。
一～七　（略）	一～七　（略）
（削る）	（フレキシブルディスクの構造）
（削る）	**第十九条**　前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第十九条　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。	**第二十条**　第十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一・二　（略）	一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式
（社会福祉法施行規則の一部改正）	二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式
第七条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。	（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）
（傍線部分は改正部分）	**第二十一条**　第十八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第四十一条　次に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。	**第四十一条**　次に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。
一～二十　（略）	一～二十　（略）
（削る）	（フレキシブルディスクの構造）
（削る）	**第四十二条**　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。